

令和7年度第14回教育委員会会議日程

開催期日 令和8年1月28日（水）

開催時間 14時00分

開催場所 芽室町役場2階応接・会議室

開 会

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 前会議録の承認

日程第3 教育長の報告

日程第4 報告第26号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定廃止の件（非公開）

日程第5 報告第27号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）

日程第6 報告第28号 令和8年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力についての件

日程第7 議案第32号 令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果掲載の件（非公開）

日程第8 議案第33号 令和7年度芽室町文化賞等候補者諮問の件（非公開）

日程第9 議案第34号 令和7年度芽室町スポーツ賞等候補者諮問の件（非公開）

閉 会

日程第 4

報告第 26 号

就学困難な児童生徒に係る就学援助認定廃止の件（非公開）

要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、認定を廃止することとしたので、報告します。

令和 8 年 1 月 28 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○学校教育法（関係条文抜すい）

（昭和二十二年三月三十一日）

（法律第二十六号）

第一次吉田内閣

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齡児童又は学齡生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

（平一九法九六・追加）

要保護及び準要保護児童生徒認定要領

第1 目的

学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の定めるところにより、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し必要な援助を行い、義務教育の機会均等を図ることを目的とする。

第2 援助対象者

芽室町に居住し、芽室町立の小学校又は中学校に在学又は就学予定の児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護及び要保護に準じる程度に困窮していると教育委員会が認める保護者に対して援助する。

第3 認定基準

1 要保護児童生徒

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の児童生徒

2 準要保護児童生徒

(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者の児童生徒

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者

イ 町民税の非課税又は減免を受けた者

ウ 個人事業税の減免を受けた者

エ 固定資産税の減免を受けた者（新築住宅の減免は除く）

オ 国民年金保険料の掛金の減免を受けた者

カ 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けた者

キ 児童扶養手当の支給を受けている者

ク 生活福祉資金の貸付けを受けた者

(2) (1) に定める者以外の者で、次のいずれかに該当する者の児童生徒

ア 生活の中心となる者又は家族が長期療養中のため経済的に困窮している場合

イ 不慮の災害のために経済的に困窮している者

ウ 会社・商店などの倒産又は勤務先の賃金不払等の理由により経済的に困窮している場合

エ 年間収入額が特に少ないため経済的に困窮している場合

オ その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合

(3) (2) に定める者の認定方法

ア 給与所得者の場合

「収入金額」から「生活保護法に規定する勤労に伴う必要経費の額（以下

「基礎控除額」という。)」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

イ 給与所得者以外の者の場合

「所得金額」を給与所得者の「給与控除所得後の額」相当額とみなして、これに当該給与所得控除額に相当する額を加算して得た額を「収入金額」とみなす。当該「収入金額」から「基礎控除額」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

ウ (2)ア、イ、ウについては、現状の収入状況等や事情を十分に考慮し、必要に応じて、福祉事務所の長及び民生委員等の助言を求めることができる。

3 「需要額」及び「基礎控除額」については、別に定める。

第4 認定の取扱

1 認定の開始

認定の開始時期は次の各号による。

- (1) 教育委員会が定める年度当初の申請によるものは、4月から開始する。
- (2) (1)に定める受付期間経過後の申請によるものは、申請日の属する月の翌月から開始する。
ただし、申請の遅延が申請者の責によらないことが明らかであると認められるときは、4月から開始する。
- (3) 前住地で認定を受けていた者が転入してきた場合で、転入した月に申請があったときは、申請日の属する月から開始する。
- (4) 生活保護の停止又は廃止の措置をうけ、引き続き就学援助の申請をした者は最後に生活保護費を受給した月の翌月から開始する。

2 認定の廃止

次の各号に掲げる事由が発生したときには、その事由が発生した日の属する月をもって、認定を廃止する。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 町外へ転出したとき
- (2) 第3に定める認定基準に該当しなくなったことが明らかであるとき
- (3) 申請者から辞退の申出がされたとき

3 認定の取消

次の各号に掲げる事由が発生したときは、認定を取消することができる。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請であることが判明したとき

(2) 申請者から取下の申出がなされたとき

第5 就学援助費の給与基準

給与基準額は、要保護児童生徒援助費補助金の単価に準じ、予算の範囲で教育委員会が定める額とする。

第6 委任

この要領のほか就学援助に関し、必要な事項については教育長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 芽室町就学援助認定事務取扱要領（平成5年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年4月25日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年8月22日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行する。(平成29年11月30日決定)

日程第5

報告第27号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第5条第2項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

令和8年1月28日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○芽室町奨学金貸付条例（抜粋）

令和7年3月26日条例第17号

（貸付対象者）

第2条 奨学金は、次に掲げる条件を備えた学生に対して貸し付ける。

- （1） 経済的理由により奨学金を必要としていること。
- （2） 学生の保護者（学生が未成年の場合はその親権を行う者、成年の場合は父母又はこれに代わる者をいう。）が芽室町内に住所を有していること。
- （3） 学生及び学生の保護者が、町税及び国民健康保険税を完納していること。

（貸付決定及び通知）

第6条 町長は、第4条の申請があったときは、貸付けの適否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 町長は、貸付けの適否を決定したときは、教育委員会に報告するものとする。

日程第 6

報告第 28 号

令和 8 年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力についての件

令和 8 年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力について、報告します。

令和 8 年 1 月 28 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

各 教 育 局 長
関 係 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く。）

北海道教育庁学校教育局長 伊 藤 伸 一

令和 8 年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力について（照会）

令和 8 年 4 月に実施が予定されている令和 8 年度全国学力・学習状況調査については、令和 7 年 12 月 10 日付け教学向第 668 号当職通知にて、令和 8 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（以下「実施要領」という。）をお知らせいたしました。本調査への参加及び協力の意向について、文部科学省から照会がありました。

つきましては、各学校の参加及び協力の意向について、下記のとおり照会しますので、期日までに回答及び取りまとめをお願いします。

なお、本調査の参加にあたっては、（参考資料 1）「全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いの改善等について」（令和 7 年 6 月 6 日付け 7 文科教第 507 号文部科学省総合教育政策局長通知）を踏まえ、過去の調査問題の教育的な取扱い及び CBT・IRT に関する理解と併せた CBT 調査問題の適切な取扱い並びに多面的に解釈可能な示し方による結果公表等について、御協力くださるよう改めてお願いいたします。

記

1 回答様式

令和 8 年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力意向調査 回答票

2 提出方法

(1) 各市町村教育委員会

所管の学校の状況について、取りまとめの上、令和 7 年（2025年）12月15日（月）までに、教育局教育支援係長へ提出してください。

(2) 各教育局

域内の市町村教育委員会から提出のあった回答様式を取りまとめ、令和 7 年（2025年）12月17日（水）までに、下記担当あてメールで提出してください。

学力向上推進課学力向上支援係 主任 宮下 あゆみ
E-mail: miyashita. ayumi@pref. hokkaido. lg. jp

(3) 関係道立学校

令和 7 年（2025年）12月15日（月）までに、登別明日中等教育学校は胆振教育局教育支援係長あて、各道立特別支援学校は下記担当あてメールで提出してください。

特別支援教育課特別支援教育指導係 主任指導主事 清水 拓海
E-mail: shimizu. takumi@pref. hokkaido. lg. jp

7 文科教第 1374 号

令和 7 年 12 月 5 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会
各 都 道 府 県 知 事
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項 殿
の認定を受けた地方公共団体の長
附属学校を置く各国立大学法人の長
附属学校を置く各公立大学法人の理事長

文部科学省総合教育政策局長

塩 見 みづ枝

令和 8 年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力について（照会）

令和 8 年 4 月に実施する予定としている令和 8 年度全国学力・学習状況調査については、「令和 8 年度全国学力・学習状況調査の実施について（通知）」（令和 7 年 12 月 5 日付け 7 文科教第 1370 号文部科学事務次官通知別紙。）にて、令和 8 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（以下「実施要領」という。）をお知らせいたしました。が、本調査への参加及び協力の意向について確認いたしますので、下記のとおり御回答願います。

については、都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して、都道府県知事におかれては調査に係る域内の私立学校を設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては調査に係る域内の株式会社立学校を設置する学校設置会社に対して同様に照会を行い、取りまとめの上、御回答願います。

なお、本調査の参加にあたっては、（参考資料 1）「全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いの改善等について」（令和 7 年 6 月 6 日付け 7 文科教第 507 号文部科学省総合教育政策局長通知）を踏まえ、過去の調査問題の教育的な取扱い及び CBT・IRT に関する理解と併せた CBT 調査問題の適切な取扱い並びに多面的に解釈可能な示し方による結果公表等について、御協力くださるよう改めてお願いいたします。

記

1. 回答期限 令和 7 年 12 月 22 日（月）

2. 回答先・方法

以下の URL にファイルを格納してください。

【格納先 URL】 <https://mext.ent.box.com/f/06210f03b0644a17b83f48dbbd8c5498>

3. 回答対象・様式

（1）都道府県教育委員会

- 【別紙1】（小学校）都道府県教育委員会
- 【別紙2】（中学校）都道府県教育委員会
- (2) 指定都市教育委員会
 - 【別紙3】（小学校）指定都市教育委員会
 - 【別紙4】（中学校）指定都市教育委員会
- (3) 私立学校担当部局
 - 【別紙5】（小学校）私立学校担当部局
 - 【別紙6】（中学校）私立学校担当部局
- (4) 国立大学法人
 - 【別紙7】（小学校）国立大学法人
 - 【別紙8】（中学校）国立大学法人
- (5) 株立学校担当部局
 - 【別紙9】（小学校）株立学校
- (6) 公立大学法人
 - 【別紙10】（中学校）公立大学法人

4. 回答上の注意

回答に当たっては、各対象において別紙1～8の「ファイル名」を以下の要領で変更していただくよう、御協力をお願いします（別紙9～10の回答に際して、指定はありません。）。

現在のファイル名の以下の箇所について、

- 【(参考資料2) 回答用番号・名称一覧】の「No.」欄に記載の番号を記載
- 【(参考資料2) 回答用番号・名称一覧】の「都道府県等」欄に記載の名称を記載

(例)

北海道教育委員会の別紙1（小学校）のファイル名
01_北海道【別紙1】（小学校）都道府県教育委員会

仙台市教育委員会の別紙4（中学校）のファイル名
02_仙台市【別紙4】（中学校）指定都市教育委員会

<本件担当>

文部科学省総合教育政策局
参事官(調査企画担当)付学力調査室
E-mail : gakucho@mext.go.jp
電話 : 03-5253-4111 (内線 3726)

令和8年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

令和7年12月5日
文部科学省

1. 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

2. 調査の名称

令和8年度全国学力・学習状況調査

3. 調査の対象等

(1) 調査の対象

国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。なお、公立学校には公立大学法人が設置する学校（以下「公立大学附属学校」という。）を含むものとする。

ア 小学校調査

小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年、特別支援学校小学部第6学年

イ 中学校調査

中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年、中等教育学校前期課程第3学年、特別支援学校中学部第3学年

(2) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字、拡大文字、ルビ振り問題の使用、代理解答、別室の設定、及び英語「話すこと」調査におけるスクリプト表示問題などの配慮を可能とする。

ただし、特別支援学校及び小・中学校等の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、以下のア又はイの事由がある児童生徒は当該事由に係る教科について、ウの事由がある生徒は英語「聞くこと」及び「話すこと」について、原則として調査の対象としない。

ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている場合

イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている場合

ウ 右耳・左耳それぞれの平均聴力レベルが60デシベル以上であって、英語「聞くこと」及び「話すこと」の調査の実施が難しいと判断される場合

(3) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

日本語指導が必要な児童生徒については、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題の使用などの配慮を可能とする。また、国語、算数・数学又は英語の時間に日本語指導のための取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。

4. 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

(ア) 小学校調査は、国語及び算数とし、中学校調査は、国語、数学及び英語とする。

(イ) 国語及び算数・数学は、冊子を用いた筆記方式（以下「PBT」（= Paper Based Testing）という。）で実施する。英語は、生徒が活用するICT端末等を用いた、文部科学省CBTシステムによるオンライン方式（以下「CBT」（= Computer Based Testing）という。）で実施する。ただし、3.（2）の点字問題については、冊子を用いることを基本とするが、英語「話すこと」の解答についてはCBTで実施する。

(ウ) 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等

② 知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等

(エ) 出題形式について、記述式の問題を一定割合で出題する。英語「話すこと」に関する問題の解答は、原則として口述式とする。

(オ) 英語の出題には、学力の状況や変化を正確に把握することを主目的とする非公開問題を含む。

イ 質問調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問調査（以下、児童を対象とする場合は「児童質問調査」、生徒を対象とする場合は「生徒質問調査」、児童及び生徒を対象とする場合は「児童生徒質問調査」という。）を、児童生徒が活用するICT端末等を用いてCBTで実施する。ただし、3.（2）の点字問題については、冊子を用いることを基本とする。

(2) 学校質問調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問調査（以下「学校質問調査」という。）をオンラインによる回答方式で実施する。

5. 調査実施日等

(1) 調査時間及び調査実施日

ア 児童生徒に対する調査（調査の時間割モデルは別紙1）

(ア) 小学校調査

- ① 国語及び算数に係る調査時間は、それぞれ45分とする。調査実施日は、令和8年4月23日木曜日とする。
- ② 児童質問調査の調査実施日は、令和8年4月24日金曜日から同年5月8日金曜日までの間で、各学校の希望を踏まえて文部科学省が指定する日とする。

(イ) 中学校調査

- ① 国語及び数学に係る調査時間は、それぞれ50分とする。調査実施日は、令和8年4月23日木曜日とする。
- ② 英語（「話すこと」を除く。）及び生徒質問調査に係る調査時間は、英語「聞くこと」（20分程度）及び生徒質問調査で合わせて50分程度、英語「読むこと」及び「書くこと」で合わせて50分程度とする。調査実施日は、令和8年4月20日月曜日から同月23日木曜日までの間で、各学校の希望を踏まえて文部科学省が指定する日とする。また、不測の事態によりその間に実施できなかった学校は、同月24日金曜日（以下「予備日」という。）に実施する。学校の判断により、当該調査実施日又は予備日に英語（「話すこと」を除く。）のみを実施し、生徒質問調査を（2）イの後日実施期間に実施することも可能とする。
- ③ 英語「話すこと」に係る調査時間は、20分程度とする。調査実施日は、文部科学省が指定する中学校（500校程度。以下「当日実施校」という。）については、令和8年4月24日金曜日又は同月27日月曜日のうち文部科学省が指定する日とする。当日実施校以外の中学校（以下「期間内実施校」という。）については、同月28日火曜日から同年5月29日金曜日までの間で、各学校の希望を踏まえて文部科学省が指定する日とする。

イ 学校質問調査

令和8年4月1日水曜日から同月17日金曜日までの間で各学校が希望する日とする。

(2) 児童生徒に対する調査に係る後日実施

ア （1）アのそれぞれの調査実施日や当日実施期間（予備日を含む。）に実施できないやむを得ない事情等がある学校や、実施時のトラブルや欠席等により実施できなかった児童生徒については、各教育委員会及び学校等の判断により、後日実施期間に調査を実施することができる。

イ 後日実施期間は、国語、算数・数学については、令和8年4月24日金曜日から同月30日木曜日まで、英語（「話すこと」を除く。）については、同月27日月曜日から同年5月1日金曜日まで、児童質問調査については、（1）ア（ア）②の調査実施日の翌日から同年5月8日金曜日まで、生徒質問調査については、同年4月27日月曜日から同年5月8日金曜日まで（5月4日月曜日から同月8日金曜日は英語

（「話すこと」を除く。）とは別日に実施する場合のみ）とする。

（3）児童生徒に対する調査に係る実施場所

ア 国語及び算数・数学については、学校での実施を原則とする。

イ 英語（「話すこと」を除く。）及び児童生徒質問調査については、（1）アのそれぞれの調査実施日（予備日を含む。）にあつては、学校での実施とし、（2）イの後日実施期間にあつては、学校外での実施も可能とする。

ウ 英語「話すこと」については、当日実施校にあつては、学校での実施とし、期間内実施校にあつては、学校外での実施も可能とする。

（4）集計の対象及び解答内容・回答内容の取扱い

文部科学省が調査結果を示すにあつては、以下の取扱いとする。

ア 教科に関する調査のうち、国語、算数・数学及び英語（「話すこと」を除く。）については、（1）アのそれぞれの調査実施日（予備日も含む。）に実施された調査の結果を全国値及び都道府県等別の集計の対象とする。

イ 英語「話すこと」については、当日実施校の結果を全国値の集計の対象とし、都道府県等別の集計は行わない。

ウ 国語、算数・数学及び英語（「話すこと」を除く。）で（1）アのそれぞれの調査実施日（予備日も含む。）及び（2）イの後日実施期間に実施された調査の結果、並びに英語「話すこと」の当日実施校及び期間内実施校の結果については、いずれも採点及び調査結果の提供の対象とする。

エ 児童生徒質問調査については、（1）アのそれぞれの調査実施日（予備日を含む。）及び（2）イの後日実施期間に実施された調査の結果を全国値及び都道府県等別集計の対象とする。

（5）調査問題等の公表

文部科学省は、（1）アのそれぞれの調査実施日又は予備日の夕刻を目途として、調査問題、正答例、出題の趣旨及び解答類型を公表する（英語の非公開問題に関するものを除く）。

（6）調査実施に関するスケジュール

別紙2のとおりとする。

6. 調査の実施体制等

（1）調査の参加主体と実施系統（調査の実施系統図は別紙3）

ア 調査は、文部科学省が、イで定める調査の参加主体の協力を得て実施する。

イ 調査の参加主体は学校の設置管理者（都道府県教育委員会、市区町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等）（以下単に「設置管理者」という。）とする。

ウ 設置管理者は、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなど

により調査に当たる。その際、設置管理者における調査責任者及び担当者等を指名するとともに、適切に実施体制を整備すること。

エ 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。その際、学校における担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。

オ 都道府県教育委員会は、ウに定めるほか、域内の市区町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。

カ 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。

(2) 調査マニュアルの作成・配布

調査の具体的な実施方法等については、令和8年3月頃に作成・配布する予定の調査マニュアルで示す。

7. 調査結果の取扱い

文部科学省は、本調査を通じて、学習指導要領の理念が浸透し学力の状況に反映されているか等を把握・分析するとともに、児童生徒の学習の改善に関する取組や、指導方法や教員配置等の改善に向けた教育施策の充実へつなげることができるよう、以下のとおり、調査結果を示して公表するとともに、各教育委員会及び学校等に対して、調査結果等を提供する。調査結果の示し方に関しては、CBTやIRT（項目反応理論をいう。以下同じ。）の意義を最大限反映させ、児童生徒一人一人の学力・学習状況が細やかに分かる結果の示し方となるようにする。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、公立学校に係る調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。

(1) 調査結果の示し方

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、以下の事項等を示す。

ア PBTで実施する教科に関する調査の結果

(ア) 各教科に係る問題の全体の平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等

(イ) 以下をそれぞれ単位とした各教科の平均正答数等の分布等が分かるグラフ

① 都道府県教育委員会

② 都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）

③ 指定都市教育委員会

④ 市区町村教育委員会

⑤ 学校

⑥ 児童生徒

(ウ) 各教科の設問ごとの正答率等

(エ) 各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合

イ CBTで実施する教科に関する調査の結果

- (ア) 各教科に係る問題の全体のIRTスコア等
- (イ) 以下をそれぞれ単位とした各教科のIRTスコア等の分布等が分かるグラフ

- ① 都道府県教育委員会
- ② 都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）
- ③ 指定都市教育委員会
- ④ 市区町村教育委員会
- ⑤ 学校
- ⑥ 生徒

- (ウ) 各教科の公開問題の設問ごとの正答率等
- (エ) 各教科の公開問題の設問ごとの解答類型別生徒数の割合

ウ 児童生徒質問調査及び学校質問調査の結果

- (ア) 児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況
- (イ) 児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況と教科に関する調査の正答率、IRTスコア等との相関関係の分析

エ その他調査の目的の達成に資する分析

(2) 文部科学省による調査結果の公表

文部科学省は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を文部科学省ホームページに公表する（文部科学省における調査結果の公表の体系は別紙4）。

ア 以下の（ア）から（オ）までの区分に応じ、上記7.（1）ア（ア）及び（ウ）から（エ）、イ（ア）及び（ウ）から（エ）、並びにウで示した結果。

- (ア) 国全体（国・公・私立学校全体の状況及び国・公・私立学校別の状況）
- (イ) 都道府県ごと（都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）
- (ウ) 都道府県（指定都市を除く。）ごと（都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）
- (エ) 指定都市ごと（指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況）
- (オ) 地域の規模等に応じたまとまりごと（「大都市」（指定都市及び東京23区）、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における市区町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

イ 上記7.（2）ア（イ）から（エ）までの区分についての、以下の（ア）から（エ）までの分析資料。なお、本資料は、各都道府県・指定都市を単位とする各教科に係る問題全体の平均正答率・スコアの散らばりに関する解釈も含め、当該公表を通じて調査結果を正確かつ効果的に示し、各都道府県・指定都市ごとの状況を多面的に解釈することを目的としている。

- (ア) 分布や習熟度を目配りした統計表やグラフ
- (イ) 学力や質問調査結果の状況を示す散布図
- (ウ) 教科の傾向や児童生徒質問の領域別の特徴を把握するための結果チャート
- (エ) 都道府県・指定都市別結果等を文章で説明するノート

ウ 教科に関する調査の解答状況及び質問調査の回答状況（一般に公開された場合

に、個人、学校及び設置管理者等が特定されることのないよう、データの匿名化処理（必要に応じて疑似データ化等の処理を含む。）を行ったもの）

エ その他調査の目的の達成に資する分析

（3）調査結果等の提供

各教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、調査報告書のほか、以下のとおりとする。

ア 文部科学省は、調査の目的の達成に資するため、各教育委員会及び学校等に対して、以下の調査結果を提供する。

（ア）都道府県教育委員会

- ① 当該都道府県教育委員会が設置管理する各学校の状況
- ② 域内の市区町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ③ 域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ④ 域内の市区町村教育委員会ごとに、当該市区町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ⑤ 域内の市区町村教育委員会ごとに、当該市区町村教育委員会が設置管理する各学校の状況

（イ）市区町村教育委員会

- ① 当該市区町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ② 当該市区町村教育委員会が設置管理する各学校の状況

（ウ）学校

- ① 当該学校全体の状況
- ② 各学級の状況
- ③ 各児童生徒の状況
- ④ 各児童生徒に関する個人票

（エ）その他、調査の目的の達成に資する調査結果

イ 各学校は、各児童生徒に対し、個人票を提供する。

（4）調査結果等の公表及び提供時期

ア 文部科学省は、児童生徒の学びへの還元を最優先に、学校への結果返却時期を設定するとともに、学校への返却内容を同時期に教育委員会にも提供する。

イ 国による結果公表は、複数回に分けて実施し、全国データに基づく分析結果をより効果的に発信するとともに、各都道府県・指定都市の主体的な分析期間を確保できるスケジュールで都道府県・指定都市別データを公表する。

（5）調査結果の活用

ア 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

（ア）各教育委員会及び学校等において、調査結果の分析やこれを活用して教育及び

教育施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備した上で、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。

- (イ) 各学校において、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの学習指導等の改善に向けて取り組むこと。
 - (ウ) 各教育委員会において、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援や、優れた取組を行っている学校等の事例や調査結果の分析・検証手法の周知を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。
 - (エ) 文部科学省において、児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこと。また、各教育委員会及び学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、教育及び教育施策の改善に向けた全国的な取組を進めること。
- イ 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、調査結果を活用した以下のような取組を進めることができる。
- (ア) 文部科学省において、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データ（児童生徒ごとに各教科の解答状況及び児童生徒質問調査の回答状況等を一覧にしたもの並びに学校ごとに各教科の平均正答数等、児童生徒質問調査の回答割合及び学校質問調査の回答状況等を一覧にしたもの）を大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用すること。
 - (イ) 各教育委員会及び学校等が、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、その提供を受けることを希望する関係機関、その貸与を受けることを希望し、またはその貸与を通じて分析に係る研究を委託する研究機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、当該機関等に対して調査結果等を提供又は貸与すること。
 - (ウ) 各教育委員会及び学校等が、主体的にそれぞれの状況に応じた調査結果の分析・活用に取り組むことができるよう、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「個人情報保護法」という。）等の法令を踏まえつつ、各学校の設置管理者の適切な判断の上、分析を行えるツール等の活用や、他の調査結果と連携させた分析等に取り組むこと。
 - (エ) 各学校において、個人情報保護法等の法令を踏まえつつ、各学校の設置管理者の適切な判断の上、例えば、児童が進学する学校に保護者の同意を得るなど、法令に基づき必要な措置を講じたうえで、小学校調査の結果を送付するなど、調査の結果等について学校間での情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、教育の改善・充実に取り組むこと。

(6) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、各教育委員会及び学校等が調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、各教育委員会及び学校等が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である。一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手續等は、以下のとおりとする。

ア 各教育委員会及び学校等による調査結果の公表

(ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市区町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

- ① 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
- ② 域内の市区町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況及び各学校の状況については、市区町村教育委員会の同意を得た場合は、(エ)に基づき、当該市区町村名又は当該市区町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表（市区町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。）を行うことは可能であること。

なお、個々の市区町村名又は学校名が明らかとならない方法（例えば、教育事務所単位の状況の公表等）で、(エ)に基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

- ③ ①又は②に基づき個々の市区町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(イ) 市区町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

- ① 当該市区町村教育委員会が設置管理する学校全体の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
- ② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

(エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

- ① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切な

ものとなるよう判断すること。

② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、文部科学省から公表される分析結果や、国立教育政策研究所で示す学習指導の改善・充実方策も参考として、調査結果について多面的に分析を行い、その分析結果を併せて公表するなど、調査結果を多面的に解釈することができる示し方となるよう工夫すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。

③ (ア) ①又は(イ) ②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は(ア) ②において市区町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率等の数値について、一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等は行わないこと。

④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。

⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。

⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

(オ) 教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、それぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

(ア) 文部科学省は、調査結果のうち、自らが公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

(イ) 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、(ア)を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特にア(エ)を十分踏まえ、適切に対応する必要がある。

日程第 7

議案第 32 号

令和 7 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」
への市町村別結果掲載の件（非公開）

令和 7 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査に関する実施要領に基づき、北海道教育委員会が作成する北海道版結果報告書に、市町村別の結果を掲載することの同意の取扱いについて、決定しようとするものであります。

令和 8 年 1 月 28 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

日程第 8

議案第 33 号

令和 7 年度芽室町文化賞等候補者諮問の件（非公開）

芽室町文化賞等規則第 9 条の規定に基づき、令和 7 年度芽室町文化賞等受賞候補者について、社会教育委員に諮問しようとするものであります。

令和 8 年 1 月 28 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

生涯第221号
令和8年1月28日

芽室町社会教育委員
委員長 岩野真志様

芽室町教育委員会教育長 程野仁

令和7年度芽室町文化賞等受賞候補者について
芽室町文化賞等規則第9条の規定に基づき、令和7年度芽室町文化賞等受賞候補者
について別紙のとおり諮問します。

(生涯学習課社会教育係)

○芽室町文化賞等規則

平成28年10月7日教委規則第3号

改正

令和3年10月27日教育委員会規則第5号

令和6年11月28日教育委員会規則第10号

芽室町文化賞等規則

芽室町文化賞等規則（昭和46年教育委員会規則第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、芽室町の文化の振興を図るため、各種文化事業において優秀な成績を収めた者及び文化の発展に寄与した者に対し、文化賞、文化奨励賞（以下「文化賞等」という。）を贈り、これを顕彰及び奨励するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（表彰対象）

第2条 文化賞等は、芽室町在住の個人及び芽室町内を活動拠点とする団体を対象とする。なお、団体にあつては、構成員に芽室町在住者を含むものとする。

2 文化賞等は、一般の部において高校生以上、小学生の部で小学生、中学生の部で中学生をそれぞれ対象とする。

3 文化賞等の表彰対象となった団体に関しては、当該文化事業に出場又は参加した者全員を表彰対象者とする。

（文化賞・一般の部）

第3条 文化賞・一般の部は次の2部門とする。

（1） 功労の部 芽室町において文化活動の普及と発展のための指導等を20年以上続けている個人又は団体のうち、本町文化振興に著しく貢献した個人又は団体に対して芽室町文化賞（以下「文化賞」という。）を贈り、これを表彰する。

（2） 成績優秀の部 全国又は全道規模の各種団体が行う文化事業において、次のいずれかに該当する成績を収めた個人又は団体に対して文化賞を贈り、これを表彰する。

ア 全国規模の文化的大会において入賞（おおむね上位6位以内）した個人又は団体

イ 全道規模の文化的大会において優勝又は最優秀賞若しくは金賞等の最高賞を受賞した個人又は団体

（3） 前2号に掲げるもののほか、教育長が特に認めたもの

(文化奨励賞・一般の部)

第4条 文化奨励賞・一般の部は次の2部門とする。

- (1) 功勞の部 芽室町において文化活動の普及と発展のための指導等を10年以上続けている個人又は団体のうち、本町文化振興に貢献し、今後の活動が期待される個人又は団体に対して芽室町文化奨励賞(以下「文化奨励賞」という。)を贈り、これを表彰する。
- (2) 成績優秀の部 全国又は全道規模の各種団体が行う文化事業において、次のいずれかに該当する優秀な成績を収めた個人又は団体に対して文化奨励賞を贈り、これを表彰する。
 - ア 全道規模の文化的大会において入賞(おおむね上位6位以内)した個人又は団体
 - イ 全十勝規模の文化的大会において優勝又は最優秀賞若しくは金賞等の最高賞を受賞した個人
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が特に認めたもの

(文化賞・小学生の部、文化賞・中学生の部)

第5条 小学生又は中学生の区分における個人又は団体が、全国又は全道規模の各種団体が行う文化事業において、次の各号のいずれかに該当する特に優秀な成績を収めたときは、芽室町文化賞・小学生の部又は芽室町文化賞・中学生の部を贈り、これを表彰する。

- (1) 全国規模の文化的大会において入賞(おおむね上位6位以内)した個人又は団体
- (2) 全道規模の文化的大会において優勝又は最優秀賞若しくは金賞等の最高賞を受賞した個人
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が特に認めたもの

(文化奨励賞・小学生の部、文化奨励賞・中学生の部)

第6条 小学生又は中学生の区分における個人又は団体が、全国又は全道規模の各種団体が行う文化事業において、次のいずれかに該当する優秀な成績を収めたときは、芽室町文化奨励賞・小学生の部又は芽室町文化奨励賞・中学生の部を贈り、これを表彰する。

- (1) 全道規模の文化的大会において入賞(おおむね上位6位以内)した個人又は団体
- (2) 全十勝規模の文化的大会において優勝又は最優秀賞若しくは金賞等の最高

賞を受賞した個人

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が特に認めたもの

(表彰の制限)

第7条 過去に文化賞の表彰を受けた者は、同一部門及び同一分野で文化奨励賞を受賞することはできない。ただし、部門が変更となった場合は、同一分野において文化奨励賞を受賞することができる。

(表彰候補者の推薦)

第8条 受賞候補者を推薦しようとするものは、表彰する当該年度の1月31日までに文化賞等受賞候補者推薦書(別記様式)を芽室町教育委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

(受賞者の決定)

第9条 文化賞等の受賞者の適正を期するため、委員会は社会教育委員に諮問し、その答申に基づき受賞者を決定する。

(表彰)

第10条 文化賞等には、賞状及び記念品を贈る。

(表彰期日)

第11条 文化賞等は、毎年3月に贈る。ただし、特別の事情があるときは変更することができる。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の芽室町文化賞等規則第3条の規定による文化賞等の表彰を受けたものは、この規則第3条から第8条までの規定により文化賞等の表彰を受けたものとみなす。

附 則 (令和3年10月27日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則 (令和6年11月28日教委規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式 (省略)

日程第9

議案第34号

令和7年度芽室町スポーツ賞等候補者諮問の件（非公開）

芽室町スポーツ賞等規則第9条の規定に基づき、令和7年度芽室町スポーツ賞等受賞候補者について、社会教育委員に諮問しようとするものであります。

令和8年1月28日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

生涯第223号

令和8年1月20日

芽室町社会教育委員
委員長 岩野真志 様

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

令和7年度芽室町スポーツ賞等受賞候補者について
芽室町スポーツ賞等規則第9条の規定に基づき、令和7年度芽室町スポーツ賞等
受賞候補者について別紙のとおり諮問します。

(生涯学習課スポーツ振興係)

○芽室町スポーツ賞等規則

平成28年10月7日教委規則第4号

改正

令和3年10月27日教育委員会規則第6号

令和6年11月28日教育委員会規則第11号

芽室町スポーツ賞等規則

芽室町スポーツ賞等規則（昭和47年教育委員会規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、芽室町のスポーツの振興を図るため、各種スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者に対し、スポーツ賞、スポーツ奨励賞（以下「スポーツ賞等」という。）を贈り、これを顕彰及び奨励するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（表彰対象）

第2条 スポーツ賞等は、芽室町在住の個人及び芽室町内を活動拠点とする団体を対象とする。なお、団体にあつては、構成員に芽室町在住者を含むものとする。

2 スポーツ賞等は、一般の部において高校生以上、小学生の部で小学生、中学生の部で中学生をそれぞれ対象とする。

3 スポーツ賞等の表彰対象となった団体に関しては、当該スポーツ大会において選手登録をした者全員を表彰対象者とする。

（スポーツ賞・一般の部）

第3条 スポーツ賞・一般の部は次の2部門とする。

（1） 功労の部 芽室町において体育レクリエーションの健全な普及と発展のための指導等を20年以上続けている個人又は団体のうち、本町スポーツ振興に著しく貢献した個人又は団体に対して芽室町スポーツ賞（以下「スポーツ賞」という。）を贈り、これを表彰する。

（2） 優秀選手の部 国、地方公共団体又は公益財団法人日本体育協会に加盟する競技団体若しくはこれに準じる団体が主催、共催又は後援するスポーツ大会において、次のいずれかに該当する成績を収めた個人又は団体に対してスポーツ賞を贈り、これを表彰する。

ア 全国規模のスポーツ大会において入賞した個人又は団体

イ 全道規模のスポーツ大会において優勝した個人又は団体

（3） 前2号に掲げるもののほか、教育長が特に認めたもの

(スポーツ奨励賞・一般の部)

第4条 スポーツ奨励賞・一般の部は次の2部門とする。

(1) 功労の部 芽室町において体育レクリエーションの健全な普及と発展のための指導等を10年以上続けている個人又は団体のうち、本町スポーツ振興に貢献し、今後の活動が期待される個人又は団体に対して芽室町スポーツ奨励賞(以下「スポーツ奨励賞」という。)を贈り、これを表彰する。

(2) 優秀選手の部 国、地方公共団体又は公益財団法人日本体育協会に加盟する競技団体若しくはこれに準じる団体が主催、共催又は後援するスポーツ大会において、次のいずれかに該当する成績を収めた個人又は団体に対してスポーツ奨励賞を贈り、これを表彰する。

ア 全道規模のスポーツ大会において入賞した個人又は団体

イ 全十勝規模のスポーツ大会において優勝した個人又は団体

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が特に認めたもの

(スポーツ賞・小学生の部、スポーツ賞・中学生の部)

第5条 小学生又は中学生の区分における個人又は団体が、国、地方公共団体又は公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する競技団体若しくはこれに準じる団体が主催、共催又は後援するスポーツ大会において、次の各号のいずれかに該当する成績を収めたときは、芽室町スポーツ賞・小学生の部又は芽室町スポーツ賞・中学生の部を贈り、これを表彰する。

(1) 全国規模のスポーツ大会において入賞した個人又は団体

(2) 全道規模のスポーツ大会において優勝した個人又は団体

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が特に認めたもの

(スポーツ奨励賞・小学生の部、スポーツ奨励賞・中学生の部)

第6条 小学生又は中学生の区分における個人又は団体が、国、地方公共団体又は公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する競技団体若しくはこれに準じる団体が主催、共催又は後援するスポーツ大会において、次のいずれかに該当する成績を収めたときは、芽室町スポーツ奨励賞・小学生の部又は芽室町スポーツ奨励賞・中学生の部を贈り、これを表彰する。

(1) 全道規模のスポーツ大会において入賞した個人又は団体

(2) 全十勝規模のスポーツ大会において優勝した個人又は団体

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が特に認めたもの

(表彰の制限)

第7条 過去にスポーツ賞の表彰を受けた者は、同一部門及び同一競技でスポーツ奨励賞を受賞することはできない。ただし、部門が変更となった場合は、同一競技においてスポーツ奨励賞を受賞することができる。

(表彰候補者の推薦)

第8条 受賞候補者を推薦しようとするものは、表彰する当該年度の1月31日までにスポーツ賞等受賞候補者推薦書を芽室町教育委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

(受賞者の決定)

第9条 スポーツ賞等の受賞者の適正を期するため、委員会は社会教育委員に諮問し、その答申に基づき受賞者を決定する。

(表彰)

第10条 受賞者には、賞状及び記念品を贈る。

(表彰期日)

第11条 スポーツ賞等は、毎年3月に贈る。ただし、特別の事情があるときは変更することができる。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の芽室町スポーツ賞等規則第3条の規定によるスポーツ賞等の表彰を受けたものは、この規則第3条から第8条までの規定によりスポーツ賞等の表彰を受けたものとみなす。

附 則 (令和3年10月27日教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則 (令和6年11月28日教委規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式 (省略)